

忠海学園開校に向け 通学路の安全点検を実施

11月25日、忠海長浜地区で、小中一貫校「忠海学園」の開校に向けて、警察、広島国道事務所、市役所、学校、保護者の代表が集まり、忠海長浜地区の小学生が利用することになるバス停付近の安全確認を行いました。



【写真提供・NHK】

連続テレビ小説「マッサン」 亀山すみれ役 早見あかりさん 一日広島駅長

11月23日、JR広島駅で、連続テレビ小説「マッサン」で主人公の妹・亀山すみれを演じる早見あかりさんが一日駅長として、番組パネル展のオープニングセレモニーと、呉線などで運行している「マッサン」ラッピング列車のお迎えとお見送りを行いました。1日駅長を務めた早見さんは、「懐かしい感じが残るととても素敵な竹原市で撮影させていただきました。その広島県で1日駅長が出来たので、とても嬉しかったです。」と感想を話しました。

元気いっぱいの かわいい発表会

11月29日、竹原西幼稚園で、発表会が行われ、3クラス61人の園児が、日頃の練習の成果を元気よく発表しました。

音楽に合わせた園児のかわいい歌やダンス、一生懸命な演技に会場は拍手と歓声に包まれました。



来シーズンへ向けた意気込みを報告！

12月1日、広島東洋カープの松田オーナーと緒方新監督が市長を表敬訪問しました。今シーズンの試合の話や来シーズンに向けての意気込みなどを話しました。今シーズンは、惜しくも3位でしたが、来シーズンは優勝できるようにみんなで応援しましょう！



市民館の演台等が 新しくなりました！

12月11日、竹原ロータリークラブから創立50周年記念事業として、市民館へ電動昇降式演台・花台・司会者台が寄贈されました。

11月15日に目録が贈呈され、12月11日に市民館へ演台等が搬入されました。

市民館で行われる講演等の各種イベントで活用していきます。



人権について 改めて考えよう

12月6～7日、人権センターを中心に、人権フェスティバルが開催されました。人権に関する展示や人権相談、福祉団体による模擬店、作品展、乙武洋匡さんの講演会が行われ、自身の体験を基に、あきらめずにチャレンジすることの大切さを語り、来場者を引き込みました。イベントをとうして、人権について、改めて考える機会になったのではないのでしょうか。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇1・3・5・7・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま

(中央二丁目4-3) 9時～18時

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 1月14日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

人権相談所

日時 1月15日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

休日納税相談窓口
を開設します

何らかの事情で納税が難しい場合は、相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時

1月18日(日) 9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間

平日の20時まで(要相談)

場所

税務課(本庁1階)

問い合わせ

税務課

☎ 22-7732

消費生活相談室便り
～補聴器は慎重に選びましょう～

相談内容

最近耳が聞こえにくいという高齢の母親のために、一週間ほど前新聞広告を見て補聴器を注文しプレゼントした。しかし、届いたものをつけてみたが、聞こえづらいと本人が言うので、昨日キャンセルを申し出たが、できないと言われた。本当に解約できないのだろうか。

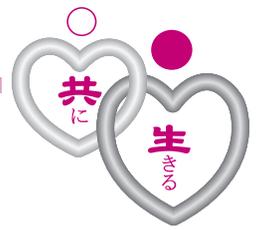
アドバイス

新聞広告などの通信販売の場合は、故障などではなく、自己都合による一方的な解約やクーリングオフは法律上できないとされています。ただし、返品可能かどうかを広告に記載することが義務づけられていますので、広告内容を確認してみましょう。

なお、補聴器は聴力の補完を目的とする「医療機器」に薬事法で分類されています。いろいろな種類があり、価格や性能も様々です。そのため、使用する人の聞こえに合わせた調整が重要です。購入の際は補聴器に関する情報を収集し、耳鼻科など専門医を受診したり、専門スタッフがいるお店での購入が望ましいといえます。

また、主に通信販売で「集音器」などといった名称で販売されているものは、難聴者が補聴目的で使用する補聴器とは異なるので注意しましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965

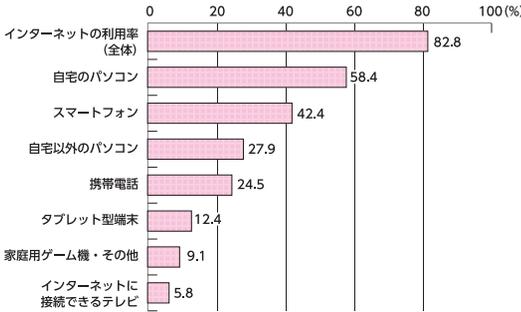


インターネットと人権

インターネットの利用動向

平成25年末のインターネット利用者数は、前年より392万人増え、1億44万人となっています。また、情報端末別のインターネット利用状況を見ると、パソコン以外で、スマートフォンの利用が42・8%に上り、急速に利用が進んでいます。

インターネット利用端末の種類(平成25年末)



(総務省「平成25年通信利用動向調査」より)

インターネットは「いつでも、どこでも、誰でも」簡単につながり、日常生活の隅々まで浸透しています。

インターネットの利便性は、私たちの生活全般に活かされており、若年層を中心に、SNS(※)などのソーシャルメディアが、コミュニケーションの輪を広げる便利なツールとして、爆発的に普及しています。

※SNSとは？

ソーシャルネットワークワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

インターネットと人権侵害

その一方で有害サイトと呼ばれる、暴力、犯罪、出会い系、自殺、ドラッグ、差別、偏見などの反社会的なサイトも少なくありません。

法務省の人権擁護機関では、人権侵害事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた人からの申告等をもとに、人権侵害による被害の救済を行っています。

平成25年中に救済手続きを開始した人権侵害事件は、前年の671件を上回る957件に上り、このうち、プライバシー侵害事案が600件、名誉毀損事案が

342件となっており、両事案が大半を占めています。

インターネットは、誰でも簡単に情報発信することができ、その情報伝達力によって、多くの人の意見を知ることができ、知識を共有することが可能です。ただし、発信した情報が事実と異なっていたとしても、たちまち広がってしまいます。複製も簡単で、その情報を完全に削除することは容易ではありません。また、名前や顔を知られることなく情報発信することができ、匿名性を悪用した人権侵害があつとを絶ちません。

相手の人権を尊重しよう

インターネットを快適に利用するためには、私たち一人ひとりの心がけが大切です。「インターネットは一つの社会である。」ということを確認して、その社会の一員として、自覚と責任を持つことが必要です。

インターネットを利用するとき、直接、人と接するときと同じようにルールとマナーを守り、相手の人権を尊重することが大事です。相手の顔は見えなくても、インターネットの先には心をもつ生身の人間がいるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

「たけはら男女共同参画社会づくり講座」に参加しよう！

平成16年に、市民と行政が手を携えながら「女性も男性もイキイキと暮らせる社会づくり」を目指すため「たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会」を立ち上げました。

実行委員会では、男女が新しい生き方を追求し、あらゆる生活領域において自立していくための連続講座を毎年開催しており、今年で11回目を迎えます。

今年度は、1月～3月にかけて「子ども・女性・介護」など様々なテーマで学習を深めます。ぜひ、ご参加ください。

※日程等の詳細については、行事予定表(17ページ、19ページ)を参照してください。

問い合わせ・申し込み

たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会(人権推進室内) ☎ 22-7736

